

電話による詐欺や悪質商法の被害が 心配な高齢者の方へ（くらし安全安心サポート）



「悪質電話は対策すれば防止できます!!」

悪質な電話による被害を防ぐためには、「怪しい電話は受けない」ことが大切です。そのために真庭市では、被害防止に効果のある電話機などの購入を補助します。



① 補助対象となる方

真庭市に住所があり、かつ住んでいる方で、
満65歳以上の方のみの世帯、または日中満65歳以上の方のみとなる世帯の方
（真庭市税を滞納している方がいる場合は、対象となりません）

② 補助対象機器

以下のいずれかに該当する電話機、または電話機に接続する機器

- ◆ 事前登録のない電話番号からの着信に、注意を促すもの
- ◆ 通話内容を録音する旨の音声流れ、かつ自動的に会話を録音するもの
- ◆ 被害の可能性がある着信を自動的に切るもの
（ご注意ください!!）

● 真庭市内の販売店で買った場合に限りです。

● 有料サービスへの加入料、月々の使用料等が別途必要な機器もあります。

また、購入する機器が上記の機能を持っているかなど、機器について詳しいことは、お近くの販売店までお問い合わせください。

(例)



お持ちの電話機に簡単に接続できます

③ 補助金額

消費税含む購入設置費用の2分の1（100円未満切り捨て、上限5,000円）

※ 補助は一世帯につき、一度限りです。

補助金申請の手続きについては、裏面をご覧ください。
真庭市くらし安全課 ☎0867-42-1017



補助金交付申請について（申請は機器購入後にお願いします）

① 受付場所・時間

真庭市役所暮らし安全課または各振興局 平日 8:30～17:15

② 申請できる方（申請者）

補助対象者となる方（表面①参照）

※ 申請者ご本人の申請書提出が難しい場合は、ご家族による提出も受け付けます。
（別世帯でも可）

③ 申請できる期間

機器購入後 1 か月以内または年度末日のいずれか早い日まで

④ 必要な書類など

- ① 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- ② 領収書の写し（購入機器の品名または型番が記載されたもの）
- ③ 保証書の写し
- ④ 補助金交付請求書（様式第 2 号）



その他、認印と振込口座の通帳をお持ちください。

※ ①、④は暮らし安全課・各振興局のほか、真庭市ホームページにもございます。
申請時にご記入いただいても結構です。

⑤ ご注意ください

- ・ 購入する機器が対象機器（表面②参照）に該当するものか、販売店によくご確認ください。（確認のため、このチラシを販売店にお持ちください）
- ・ 補助金には限りがありますので、購入前に念のため下記までお問い合わせください。
- ・ 補助金交付請求書には、申請者ご本人の口座をご記入ください。
- ・ 対象機器は被害防止に効果的ですが、完全に被害を予防するものではありません。
引き続き、電話の際は細心のご注意をお願いします。

補助金申請についてのお問い合わせ先

真庭市役所 暮らし安全課 ☎0867-42-1017